

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
2月16日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定 (環境政策課) 三

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意 (農林水産政策課) 三

○教委公告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始 四



山口県告示第四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和六年二月十六日から同年三月十一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和六年二月十六日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 UBE株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 UBE株式会社生産・技術本部宇部ケミカル工場西地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (m^3 /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当た りの使用 時間
三三〇一 (二基)	〇・〇〇三二	令和六、 四、一	令和七、 三、一	令和七、 四、一	間 断 続 続 二四時間
三三〇二 (二基)	三・九	〃	〃	〃	連 続 〃
三三〇三 (二基)	〇・〇〇六二	〃	〃	〃	〃
三三〇四 (二基)	五	〃	〃	〃	〃

備考 「三三〇一」、「三三〇二」及び「三三〇三」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、静置分離器及び廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値		浮遊物の量 (mg/l)	窒素の値	リンの値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	最大	常時				
三三二一 (二基)	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三二二	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三二一 (二基)	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三二一 (二基)	七	八	〃	〃	〃	〃

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
焼却施設	耐火レンガ内張り	(t/時) 二・五	焼却	〃	〃	〃	(既)		
好気性排水処理施設	鉄筋コンクリート製	(m ³ /日) 四、五〇〇	活性汚泥	連続	二四時間	変動なし			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値		浮遊物の量 (mg/l)	窒素の値	リンの値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		最大	常時				
焼却施設	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	処理前	七	七・五	〃	〃	〃	〃
好気性排水処理施設	処理後	七・五	六・八	三〇	〇・五	三・六六	〃
	処理前	五	六・三	一五	一一・四六・九	三・六八	三、〇七一・八

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 5 排水口	No. 3 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	七・六	七	通常最大	通常最大	通常最大
〃	〃	九(六)	〃	〃	〃
一一・五	一五・九	二・五	通常最大	通常最大	通常最大
四五	四四	五	〃	〃	〃
五・九	一六	四	通常最大	通常最大	通常最大
〃	〃	二五	〃	〃	〃
一	一・五	二・五	通常最大	通常最大	通常最大
五	一一・五	一・一	〃	〃	〃
五〇	五三	四	通常最大	通常最大	通常最大
〇・〇五	〇・一四	〇・〇五	〃	〃	〃
〃	〇・三	〇・一	通常最大	通常最大	通常最大
九、五三八・八一〇、二五一・六	四一、四一六・七四五、〇八四・九	一、三六九・二六、五六七・二	通常最大	通常最大	通常最大

山口県告示第四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和六年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

- 岩国市装束町六丁目三四二の四・三四六の一・三四六の四・三四六の七から三四六の一〇まで・四六五の五・五五七の九・五五七の一から五五七の一三までの一部
- 玖珂郡和木町和木六丁目七七一の二・七七一の五・七七一の八・七七一の九・七七四の三・七七五の二・七七八の三・七八八の二・七九〇の一から七九〇の五まで・八三四の二四・八四三の四・八四三の一・一〇五三の三・一〇五三の六・一〇五三の八・一二六七の三・一二六七の一三・一二六七の一四・一四一八の一・一四一八の一・二・一四一八の一四・一四一八の一五の一部
- 特定有害物質の種類
- 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

山口県告示第四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十條の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 在 地 廃止年月日

うえむらデンタルクリニック 山口市阿知須四八五三の八 令和元、一一、三〇

山口県告示第四十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九條の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 療 所 在 地 指定年月日

医療法人優成会うえむらデンタルクリニック 山口市阿知須四八五三の八 令和元、一二、一

山口県告示第四十八号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八條第五項において準用する同法第百五條の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八條第二項の規定による同意があったと認めた。

令和六年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

見島区域 通区域	区 域	区 分
総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業 総トン数十トン未満の漁船により、主として北緯三十度四十五分の線以北の日本海において営む漁業のうち、船びき網を使用して営む漁業及びはえ縄を使用して営む漁業以外の漁業		



公 告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和六年二月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 業務の概要

(一) 業務名

山口県立学校ICT支援員派遣業務

(二) 業務内容

応募要項及び仕様書による。

(三) 契約期間

令和六年五月一日から令和七年三月三十一日まで

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号。以下「政令」という。）第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) この手続の開始の日から令和六年三月二十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 手続等

(一) 応募要項の配布

令和六年二月十六日午前九時から同年三月二十一日午後五時まで、山口県教育庁教育情報化推進室のホームページの「山口県立学校ICT支援員派遣業務に係る公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法
持参し、又は山口県教育庁教育情報化推進室へ事前に連絡のうえ、郵送し、若しくは電子メールにより提出すること。

2 提出先

山口県教育庁教育情報化推進室

3 受領期限

令和六年三月十四日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法
持参し、又は山口県教育庁教育情報化推進室へ事前に連絡のうえ郵送すること。

2 提出先

山口県教育庁教育情報化推進室

3 受領期限

令和六年三月二十一日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和六年三月下旬に行う。

原田 英明
林 弘一郎

梅田 憲和

岡崎 浩一

山田 芳彦

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において二の(三)の要件を満たしていない者にあつては、令和六年三月二十八日までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和六年三月十一日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三―三九一五)に申請書を提出すること。

(六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(七) 詳細については、山口県教育庁教育情報化推進室(電話〇八三一九三三―四四九三)に問い合わせる。

五 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Dispatching ICT support staff to Yamaguchi prefectural schools

(2) Deadline to express interests: 5:00 P.M. March 14, 2024

(3) Deadline to submit proposals: 5:00 P.M. March 21, 2024

(4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Information Promotion Office, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-4493)

令和六年二月十六日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁